

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（通知）等の一部改正について（案）

1. 現状

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 44 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 24 条第 1 項に基づき、標準報酬月額の決定に際して、時決定（※ 1）又は随時改定（※ 2）の方法によって報酬月額を算定することが困難であるとき又は著しく不当であるとき、保険者等が算定する額を当該被保険者の報酬月額とすることができることとされている。

当該決定が可能な場合については、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日保発第 4 号厚生省保険局長通知）において、4 月から 6 月の間に i）給与の遅配があった場合、ii）休職した場合、iii）ストライキによる賃金カットがあった場合、としている。

（※ 1）毎年 7 月 1 日に使用される事業所において、4 月から 6 月の報酬額の平均をもとに、同年 9 月から翌年 8 月までの標準報酬月額を決定するもの。

（※ 2）継続した 3 ヶ月間に受けた報酬の平均額に基づいて算定した標準報酬月額と、時決定によって定められた標準報酬月額との間に著しい高低が生じた場合に、標準報酬月額を改定することができるもの。

2. 改正の趣旨

現在通知で定める場合に加えて、業務の性質上、例年 4 月から 6 月の報酬額がその他の月と比べて著しく変動するような場合についても、保険者による報酬月額の算定を行うことが可能になるよう、その際の要件や算定方法について定めるもの。

3. 改正内容

（1）保険者による報酬月額の算定を行う場合の追加

（昭和 36 年 1 月 26 日保発第 4 号厚生省保険局長通知の一部改正）

前年の月平均報酬額によって算定した標準報酬月額と、4 月から 6 月の報酬額をもとに通常の時決定の方法により算出した標準報酬月額との間に、2 等級以上の差が生じる場合について、健康保険法第 44 条第 1 項及び厚生年金保険法第 24 条第 1 項の規定に基づく保険者等による報酬月額の算定を行うことができるものとする。

（2）（1）の場合の報酬月額の算定方法

（昭和 36 年 1 月 26 日保発第 7 号厚生省保険局長健康保険課長・厚生年金保険課長通知の一部改正）

（1）の場合については、過去 1 年間（前年 7 月から当年 6 月）の月平均報酬額を報酬月額として、時決定の際の標準報酬月額を算定することとする。

4. 適用日

平成 23 年 4 月 1 日

参 照 条 文

○ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（報酬月額の特例）

第四十四条 保険者等は、被保険者等の報酬月額が、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者等の報酬月額とする。

（以下 略）

○ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（抄）

（報酬月額の特例）

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

（以下 略）